

第4節 自立支援活動

[1] 援助方針

I. 概要

援助方針は、訪問調査等により把握した要保護者の生活状況を踏まえ、自立に向けた課題を分析したうえで、それらの課題に応じ具体的に策定されなければならない、またその方針については原則として要保護者に説明し、理解を得るようにも努めなければならない。保護受給中においては、被保護世帯に対する指導援助の結果を適宜適切な時期に評価して援助方針の見直しを行い、世帯の状況等に変動がない場合でも少なくとも年に1回以上見直すこととされている。

監査中、援助方針が具体的でないケースや策定した援助方針に沿って活動した状況がケース記録票から読み取れないケース、数年に渡って援助方針が変更されていないケース等が多数見受けられた。また、調査票回答結果（p97 参照）によると、援助方針が具体的でないケースは107件、1年に1度以上変更していないケースは1,167件であった。さらに策定した援助方針を被保護者本人に説明していないケースは1,520件であり、担当被保護者に全く説明していないケースワーカーは調査票回答者22人のうち12人であった。

II. 意見

1. 援助方針の策定、評価と見直し

援助方針は、被保護世帯の自立に向けての基本方針であり、それを被保護者本人に説明し理解を得ることでケースワーカーと被保護者が援助方針を共に意識すれば、被保護者の自立の可能性は確実に高まると考えられる。ケースワーカーは、紋切型の援助方針ではなく、個々の被保護世帯の生活状況を踏まえた具体的な方針を策定し、被保護者本人にも説明して理解を得るよう努めるべきである。

そして、ケースワーカーは、援助した結果を年度末には評価して、次年度の担当ケースワーカーへ引継いで援助方針の見直しを行なうようにすべきである。また、世帯の状況等が変動した場合にも援助方針を見直し、変動がない場合でも少なくとも年1回以上見直すべきである。

[2] 訪問調査

I. 概要

ケースワーカーは、被保護者世帯の状況に応じ、訪問調査を行うこととなっており、被保護世帯の生活状況等を把握して援助方針に反映させることや、自立を助長するための指導を行うことを目的としている。訪問調査活動は、ケースワーカー業務の中心かつ重要な業務であり、年度当初には訪問時の訪問調査目的を明確にし、それを踏まえて年間訪問計画を策定して行うこととされている。また、保護開始の場合などは申請書等を受理した日

から1週間以内に、さらに保護変更申請の場合等に臨時に訪問調査することとされている。

1. 訪問計画

家庭訪問は基本的に1年に2回以上訪問することとされており、入院入所している場合は少なくとも1年に1回以上、本人や担当主治医等に面接して、その病状等を確認することとなっている。天津市福祉事務所は、被保護世帯の世帯類型や助言指導の必要性等に応じた統一的な訪問基準を作成しておらず、各ケースワーカーが各自で訪問計画を策定している。

天津市福祉事務所がケースワーカーの研修時に使用している冊子には訪問頻度基準表が掲載されており、例えば毎月訪問すべき世帯として挙げられているのは、新規開始世帯(入院・入所世帯を除き2か月間)、就労指導中の者のいる世帯、分割費用返還を適用して滞納等問題のある世帯である。しかし、天津市福祉事務所では具体的な訪問基準は作成されていないため、査察指導員の説明によると毎月訪問するのは元暴力団等の特殊な世帯、2か月に1回訪問するのは母子家庭で就労していない世帯、それ以外は3か月に1回以下であるとの説明であったが、各ケースワーカーが各自の裁量で訪問頻度を決めている。

2. 訪問調査の実施

法第28条において被保護世帯の居住の場所に立ち入り、必要な調査ができることが定められており、ケースワーカーは、被保護者宅へ家庭訪問を行い、居住の場所に立ち入ることによって生活状況や扶養義務者、その他関係者との状況を確認し把握することになっている。

天津市福祉事務所のケースワーカーに対する研修冊子において、確認し把握すべき事項は次のように記載されており、それらを基に必要な場合に受診指導や就労指導、他法他施策の活用指導を具体的に行うこととされている。

①生活状況

世帯員の日常生活、病状、通院状況(通院先、通院頻度)、就労状況(就労先、就労日、就労時間、仕事内容、収入額)、通学状況等、世帯内学校卒業予定者の進路等、住宅の状況(保健衛生、整理整頓等)、定期又は臨時収入等の状況

②扶養義務者、その他関係者との状況

扶養義務者との交流状況(訪問、電話、手紙等)、扶養義務者の世帯状況(世帯員、住所、電話番号等)、民生委員や近隣住民との関わり、医療機関、保健所、公共職業安定所等の関係機関の活用状況

3. 訪問調査の実績

天津市福祉事務所は、各ケースワーカーの訪問調査実績を毎月集計し、その達成率に応じて各ケースワーカーを管理している。平成25年度においては実績表が監査時点で作成されていなかったため、平成23年度と24年度における毎月の実績表を基に1年分合計したものが次の表である。

	定期訪問計画 (a)	定期訪問実施(b)	定期訪問実施率 (b/a,%)	定期訪問面談 (c)	定期訪問面談率 (c/a,%)	訪問数 合計(d)	面談数 合計(e)	面談率 (e/d,%)
平成 23 年度(28 人)	7,364	6,693	90.9	5,054	68.6	9,023	5,572	61.8
一人当たり 件数(f)	263	239		181		322	199	
1 月当たり (f/12)	21.9	19.9		15.1		26.9	16.6	
平成 24 年度(29 人)	7,568	6,706	88.6	4,996	66.0	9,385	6,036	64.3
一人当たり (g)	261	231		172		324	208	
1 月当たり (g/12)	21.8	19.3		14.4		27.0	17.3	

※訪問数(d)には定期訪問、定期再訪問、臨時訪問調査数が含まれており、面談数(e)も同様に面談できた総数である。また、平成 23 年度に訪問調査を行わないケースワーカーが 1 名配置されており、その者は人数に含まれていない。

大津市福祉事務所では、各ケースワーカーの裁量で訪問計画を策定しているため、定期訪問計画自体に個人差が生じている状態ではあるが、前表の訪問実績を見ると、平成 23 年度と 24 年度ともに定期訪問を実施できたのは計画の 90%前後であり、訪問して実際に被保護者と面談できたのは 60%台となっている。平成 24 年度におけるケースワーカーが定期訪問できなかった件数は 862 件、訪問した全 9,385 件のうち被保護者と面談できなかったのは 3,349 件に及んでいる。

4. ケースワーカーの実働

生活福祉課担当査察指導員からのヒアリングでは、ケースワーカーの多くは毎月 20 日までは庁内にて事務作業をし、20 日を過ぎて数日で訪問調査を行っているとの話であった。調査票回答結果によると 1 か月当たりの訪問調査日数の平均は約 5.5 日、1 日当たりの訪問調査件数は平均で約 11.4 件であり、少ない日数で多くの被保護者宅を訪れ、半数近くが不在で面談できないままという状況がうかがえる。さらに、平成 26 年 4 月から 7 か月間で 30 分以上面談できたケースは 1 人当たり平均約 7.9 件でしかなく、平均 103 件を担当しているケースワーカーが、各被保護世帯の生活状況等をじっくり聴取しながら面談できているケースは 10%にも満たないことになる。しかし、被保護世帯の生活状況を把握できていないケースは 1 人当たり平均 7.6 件という回答であった。

5. その他関係先の訪問

ケースワーカーは、被保護世帯を援助するために必要な事実等を調査するため、被保護世帯だけでなく、医療機関、民生委員、扶養義務者、保健所や公共職業安定所等を訪問しなければならない。調査票回答結果によると、ケースワーカーが主治医、民生委員等を訪問した実績は、それぞれ 10 件程度である。

6. ケース記録票の作成

ケースワーカーの手引きによると、ケースワーカーは、訪問調査後に訪問調査の内容等を整理してケース記録票を作成し、決裁を受けなければならない。このときに訪問調査で得た事実等を基に適切な決定や援助を行えるよう援助方針を検討し、それに基づいて訪問頻度基準を再検討し、次回訪問調査予定を明確にすべきであるとされている。

調査票回答結果によると、訪問後にケース記録票を作成する時期として、回答のあった 21 人中、当日か翌日としているのが 6 人(29%)、5 日以内が 2 人(10%)、5 日超が 13 人(62%)であり、毎月 20 日過ぎに訪問調査活動を 5 日程度行い、その後ケース記録票に記入しているのではないかと推測される。さらに、記録直後に決裁を受けているかについては、ケースワーカー 1 人当たり平均で 3.8 件であり、平均担当世帯 103 件のうち 3.7%程度しか訪問直後に決裁を受けていないことになる。

II. 監査結果

1. 査察指導員のチェック体制の強化

訪問調査実績については毎月ケースワーカーが作成し、査察指導員へ提出することになっており、査察指導員はそれを基に各ケースワーカーへ指導等対応しているとのことであった。また、訪問後に記入するケース記録票については、基本的に査察指導員へ提出することはなく、特別報告する事項があるときには都度決裁を受けるのと、年に 2 回一斉にケース記録票を査察指導員へ提出して決裁を受けることになっているとのことである。また、調査票回答結果によると、平成 26 年 4 月から 7 か月間でケース記録票への記入時期について訪問調査後 5 日を超える場合が半数以上であり、かつ記入直後に決裁を受けているケースはケースワーカー 1 人当たり平均 3.8 件しかない。

現状では、査察指導員が訪問面談時に判明した事項を把握し随時指導することは難しい。本来はケースワーカーがケース記録票に記入した後、速やかに査察指導員の決裁を受けることが望まれる。しかし、文書指示しているケース、未就労のケース、高額家賃に入居中で転居指導しているケースといった状況把握が常時必要なケースについてはその都度決裁すべきである。

2. 訪問面談率の向上

ケースワーカーが定期訪問して実際に面談できたのは 70%を切っており、再訪問や臨時訪問も含めた場合は 60%を超える程度となっている。また、調査票回答結果によると、ケースワーカーの就業時間の約 25%程度の、1 か月のうち 5 日から 6 日程度を訪問する日に

当て、1日当たり平均して11件程度を訪問している状況である。さらに、平成26年4月から7か月間で被保護者宅に立ち入って30分以上面談した件数にいたっては平均でケースワーカー1人当たり約8件程度しかない。平均担当件数が103件と標準件数の80件を超えていることが影響しているためか、ケースワーカーが行う業務のうち最も重要かつ中心業務であるべき訪問調査活動が十分に行われていない。被保護世帯の生活状況等を家庭訪問して面談することで確実に把握し、自立を助長するための指導を行うためにも、訪問調査活動に割く日数や時間をさらに多く費やすべきであり、かつ訪問面談率を向上させるよう努めるべきである。

3. 訪問頻度基準の作成

ケースワーカーが定期訪問計画を立てる際に、ケースワーカーの手引きに記載されている訪問頻度基準を使用していないため、基本的にケースワーカー個人の裁量により訪問頻度が決められている。世帯状況により柔軟に考慮すべきことはあるにしても、ケースワーカー個人の裁量で訪問頻度が変わることのないよう一定の基準を設けるべきである。

4. 未就労世帯への訪問頻度

大津市福祉事務所が使用しているケースワーカーの手引きには、就労指導中の者のいる世帯へは毎月訪問するように記載されているが、担当者のお話では3か月に1回程度とのことである。

調査票回答結果（p99参照）によると、未就労者への対処方法は、就労支援活動と就労支援プログラムという回答が多かったが、面談頻度が低く被保護者の自立意識があまり無い状態では就労支援プログラムへ参加させても効果は高くないと考えられる。まずはケースワーカーが未就労者と訪問面談し、生活状況や求職状況等を聞き取り、相談に応じながら援助して自立を助長することが基本であり、そのためにも求職活動状況を2週間に1度提出させ、月1回程度訪問面談することが重要である。大津市福祉事務所は、訪問頻度基準を見直すべきであり、特に未就労世帯へは毎月訪問することが望ましい。

III. 意見

1. 被保護世帯の正確な状況把握とその記録

訪問調査を実施するに当たっては、事前に目的を明確にし、援助方針や前回訪問記録等を確認してから訪問調査しなければならず、実際に被保護者と面談する際には聴取する内容を明確にしておかなければ、単に雑談をして終わってしまうことも考えられる。関係するケース記録票を確認しても世帯員の活動状況や扶養義務者との交流情報、医療機関や公共職業安定所等の活用状況を的確に記入されている例はあまり見られなかった。

ケースワーカーは、被保護世帯の居住の場所において、生活状況や扶養義務者等との状況を正確に確認して把握し、ケース記録票へ的確に記入すべきである。

2. 査察指導台帳の作成

査察指導員は、ケースワーカーが策定した訪問計画や実際の訪問活動等を把握し、ケースに応じた援助内容について助言や指導をケースワーカーにしなければならず、また個々のケースを掌握するために査察指導台帳等を作成し、ケースワーカーに助言や指導した事項、その経過及び結果についても記録しなければならないと都道府県知事等が行う生活保護法施行事務監査事項に掲げられている。しかし、査察指導員は査察指導台帳を作成しておらず、記録を残していない。

ケースワーカーの担当ケースは毎年変更され、査察指導員も替わっていくことを考慮すると、査察指導員から助言、指導されている事項、その経過及び結果等についての記録がなければ、被保護世帯を継続的に援助していくことは不可能といっても過言ではない。従って、査察指導員は個々のケースについて査察指導台帳を作成し、ケースワーカーに助言、指導した事項、その経過及び結果について記録し保存すべきである。

[3] 自立支援プログラム

I. 概要

被保護世帯を自立させるために、ケースワーカーが訪問調査等の業務を行って支援しているのであるが、昨今の被保護世帯の抱える様々な問題や被保護世帯数の増加により、ケースワーカー個人の努力や経験等だけでは十分に支援が行えない状況となっている。従って、平成17年度より厚生労働省社会・援護局長通知により生活保護実施機関が組織的に被保護世帯の自立を支援する制度に転換することを目的として、自立支援プログラムの導入が推進されている。

天津市福祉事務所は、被保護世帯の自立助長を促進するため、世帯の実情に合わせて自立支援プログラムを実施している。それぞれの自立支援事業において実施要領を定め、嘱託職員の自立支援員を配置して、各ケースワーカーが必要と思われる被保護世帯に対して各事業を行っている。

1. 就労意欲喚起事業

就職活動への参加意欲がみられない者や働く能力があると思われるが就労支援事業プログラムへ参加しない者等を対象に、就職に向けての心構えや面接方法を教示して、勤労意欲を喚起し就労支援事業プログラムへのステップアップを図る事業である。また、未就労の状態が継続している者や就労支援の困難な者に対しては委託業者による就労体験をさせることで、勤労意欲の低下を防止するとともに就労への意識を高めている。

過去5年間の推移を見ると、年々対象者数は減少しており、平成25年度においては当事業を実施していない状況である。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対象者数(人)	48	10	10	5	0
達成者数(人)	39	1	9	2	0
※ 達成者数とは、委託業者が開催する就労体験研修を期間満了まで受講した人数である。					

また、当事業にかかる支出については次表のとおりであり、対象者を委託業者が行う就労体験事業へ参加させ、就労意識を高めることを目的に事業を行っていた。しかし、委託業者が平成 24 年度で当該業務を行わなくなったために当事業を行えず、他の委託先を探しているとのことであるが、平成 26 年度においても委託先が見つからず、当事業を実施できていない状況である。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
委託業者への支払額(千円)	1,940	2,250	500
委託人数(人)	8	9	2

2. 就労支援事業

当事業は、稼働能力を有する被保護者に対して、ケースワーカーが就労指導を行う際に専門的立場から助言、協力を行う機能をつくることにより生活保護世帯の自立支援を強化することを目的とし、自立支援員を常勤嘱託として配置し、ケースワーカーと連携しながら稼働能力を有する被保護者に就労支援を行う事業である。

被保護者に対する就労指導はケースワーカーがあくまでも主体となって行うのであるが、ケースワーカーが自立支援員に支援を依頼したい勤労意欲のある被保護者を選び、査察指導員と協議をし、被保護者の意思も確認したうえで実施される。概ね 2～3 か月を目処にしているが、支援しても就労に至らない場合は支援を継続するか検討し、支援を継続する場合は支援内容等を検討するとしている。さらに、概ね 6 か月経過しても就労に至らない場合は支援を終了してケースワーカーに引き継ぐこととなる。

自立支援員の業務は次のとおりである。

- ①被保護者の求職の相談に応じ、求職情報の提供や就職方法についての指導援助を行う。
- ②被保護者がこれまで就労してきた業種を中心とした求職情報を収集し、情報提供する。
- ③ケースワーカーの就労指導に協力する。
- ④被保護者が公共職業安定所で求職する際に同行し、求職活動の支援を行う。
- ⑤必要に応じ、被保護者の企業面接に同行する。
- ⑥収集した求人情報を整理し、広くケースワーカーに提供する。
- ⑦公共職業安定所との連携調整など

過去 5 年間の当事業実施状況の推移は次表のとおりであり、年々対象者と達成者とも増加している。平成 24 年度までは対象者数は 100 人未満であったが、平成 25 年度には対象者数が前年の 2.4 倍と急激に増えており、保護費の削減効果においては、24,237 千円に達している。なお、平成 25 年度に業務を担当していた自立支援員は監査時点で退職しておりヒアリングが行えず、事業実施要領に定められている 4 様式の書類のうち 3 様式が作成さ

れていないか保管が無く提示されなかったため、具体的な実施状況を客観的に検証することはできなかった。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対象者数(人)	72	57	84	99	238
達成者数(人)	42	39	57	65	114
保護費の削減効果(千円)	不明	13,123	10,751	13,178	24,237

※達成者数とは、就労・増収を果たした人数である。

また、当事業にかかる支出は自立支援員として雇用している嘱託職員の人件費であり、次表のとおりである。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
嘱託職員人件費(千円)	2,778	2,694	2,807

先般の生活保護改正により生活保護受給者等就労自立促進事業が制定され、平成 26 年度から就労支援事業については大津公共職業安定所と協定書を結んで、大津市役所 1 階に大津公共職業安定所の常設窓口を設置して両機関が一体となって連携効果を発揮させ就労支援をさらに強化している。平成 26 年 4 月から同事業に参加した被保護者は次表のとおりであり、開始から 9 か月でのべ 85 名の参加で、のべ 45 名(約 53%)が就労している。

平成 26 年	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計
参加者	7	9	9	6	7	8	21	9	9	85
就職者	2	1	6	5	5	4	4	14	4	45

当就労支援プログラムにおける支援センターの利用者と就職者ののべ人数である。

3. 地域支援及び社会復帰支援事業

当事業は 2 つのプログラムから成っている。

(1) 長期入院患者退院促進支援プログラム

当プログラムは、被保護者の中に、入院による治療を必要としないにもかかわらず、様々な理由で長期間入院している者を対象に退院や自立をさせることを目的としている。実施要領によると自立支援員の業務は次のとおりである。

- ①入院患者実態調査表及び長期入院患者一覧表作成。
- ②医師・医療関係者の意見を徴し、ケースワーカーとともに病床訪問等にて対象者の状況や希望の聴取。
- ③ケースワーカー、査察指導員との協議により支援の方向を決定。
- ④処遇方針に基づき施設入所、要介護認定の手続き、住居探し等の連絡・調整・支援。
- ⑤その他関係機関との連携。

過去 5 年間の当プログラム実施状況の推移は次表のとおりであり、対象者は年々増えているが、実際に退院できた人数は減少傾向にある。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対象者数(人)	20	46	98	94	101
達成者数(人)	2	0	15	13	7
※達成者数とは、退院した人数であり、死亡等により保護廃止となった人数は含んでいない。					

平成 25 年度における当プログラム対象者は 101 件となっており、長期入院患者一覧表を確認したところ、入院不要と記載されているケースは 21 件あったが、退院できない理由や家族の状況、対処状況等の項目で空欄が多く、客観的に当プログラムの進捗状況を把握することは困難であった。中にはほとんど記載がないケースも見受けられた。

(2) 薬物等依存症者回復支援プログラム

当プログラムは、平成 23 年度より実施しており、薬物・アルコール等に依存し社会的自立が困難な者を対象とし、対象者を委託業者が行う個別相談やグループミーティング等へ参加させ、自助グループと結びつくことで安定した地域生活を送ることができるよう支援することを目的としている。実施要領によると自立支援員の業務は次のとおりである。

- ①把握と名簿の作成。
- ②査察指導員及びケースワーカー並びに特定非営利活動法人等関係機関と連携し支援対象者の選定。
- ③自助グループへの参加斡旋。
- ④処遇方針に基づき、就労・住居探し等の連絡・調整・支援。

過去 3 年間の当プログラム実施状況は次表のとおりであり、開始当初は達成者数が少なかったものの、その後は対象者数に占める達成者数の割合は 40%を超えている。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対象者数(人)	13	13	16
達成者数(人)	2	6	7
※達成者数とは、自助グループや専門病院受診につながった者、又は自立した者の人数である。			

また、当プログラムにおける支出については次表のとおりであり、対象者が個別相談等に参加した回数に応じて委託業者へ支払うことになっている。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
委託業者への支払額(千円)	830	1,104	1,264
嘱託職員人件費(千円)	2,580	2,566	2,686
※嘱託職員は多重債務者等支援事業も兼任しており、勤務割合等は不明である。			

4. 資産活用推進支援事業

当事業は2つのプログラムから成っている。

(1) 年金制度活用プログラム

当プログラムは、年金受給権及び脱退手当金受給権を得られる見込みがある者を対象に受給権の有無を把握及び措置を講じ、具体的な活用の指導助言を行うことを目的としている。自立支援員の業務内容は事業要領によると次のとおりである。

- ①法第29条に基づく調査の実施。
- ②台帳の作成。
- ③状況の把握と受給権を確認し、手続きに関する指導助言を行う。
- ④その他関係機関との連携。

過去5年間の当プログラム実施状況の推移は次表のとおりである。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象者数(人)	261	586	556	394	382
達成者数(人)	24	63	73	135	161
把握年金受給額(千円)	不明	12,900	12,060	85,981	124,030
※50歳以上の世帯員を対象とし、達成者数とは、年度内において年金受給を開始又は増額し扶助費の削減があった人数である。					

(2) 不動産等資産活用プログラム

当プログラムは、平成25年度より実施されており、不動産、動産及び預貯金等の資産を保有している生活保護受給世帯を対象にそれらの資産を適時適切に把握し具体的な活用の指導助言を行う事業である。自立支援員の業務内容は事業要領によると次のとおりである。

- ①資産保有状況と権利関係の把握、台帳の作成。
- ②保有可否の検討
- ③不動産担保型生活資金貸付制度(リバースモーゲージ)の利用等を含めた具体的な資産活用の指導助言を行う。

取組状況は参加者数10人で達成者なし、資産を活用できた者はいないと報告されている。平成25年度上半期において当プログラムを担当する自立支援員が欠員状態であったこともあり、平成25年9月ごろから台帳を作成し始めている。台帳は世帯ごとにA4サイズ1枚にて作成されているが、全ての台帳において記載不備があり、特に資産保有の可否、処分指示日、土地家屋以外の資産、処理経過等といった項目については全ての台帳において記載が無かった。また、台帳を作成する世帯については住宅扶助を受けていないケースを抽出して作成しているため、資産保有世帯全ての台帳は作成できていない。また台帳には大津市の不動産しか記載されておらず、他市町村に所在する不動産が把握されておらず、台帳への記載がない。

資産活用推進支援事業における支出の状況は次表のとおりであり、嘱託職員 1 人が当事業を担当し、平成 24 年度までは年金制度活用プログラムを、平成 25 年度は不動産等資産活用プログラムも含めて両プログラムを担当している。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
嘱託職員人件費(千円)	2,783	1,872	2,418
平成 24 年度のみ臨時職員が担当していた。			

5. 多重債務者等支援事業

当事業は、多重債務整理等を必要とする生活保護受給者で、ケースワーカーから依頼のあった者を対象とし、自立支援員がケースワーカーを補助し、債務整理のための具体的な事務手続きについて支援することを目的としている。実施要領によると、業務内容は次のとおりである。

- ①ケースワーカーが本人の同意を得て「多重債務整理等支援依頼票」を作成する。
- ②自立支援員が支援対象者と関係機関へ同行し、必要書類の作成や資料の収集等の助言・支援を行う。
- ③ケースワーカーは、自立支援員とともに多重債務整理のための手続きの支援を行う。

法テラス、滋賀弁護士会、消費生活センター等の債務相談窓口関係機関と連携して手続きの支援を行っており、過去 5 年間の当事業実施状況の推移は次表のとおりである。また、当事業にかかる嘱託職員は薬物等依存症者回復支援プログラムも兼任しており、人件費については既述のとおりであり、勤務割合等は不明である。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対象者数(人)	38	21	31	40	38
達成者数(人)	7	14	13	21	17
保護費の削減効果(千円)	不明	1,109	不明	不明	不明
※達成者数とは、免責・破産宣告・任意整理等の手続き中及び完了した者の人数であり、保護の廃止により手続き中断となった者は含めていない。					

6. 大津市内に在住する中学 3 年生に対する高校進学支援事業

当事業は、生活保護世帯や一人親世帯等の者で高校進学を希望し、学習支援を必要とする中学 3 年生や福祉事務所が学習支援を必要と認める者を対象に、ボランティア等による高校進学のための学習支援を行い、子どもたちの社会的な居場所づくりに貢献し、生活力の形成と充実した社会生活の実現に寄与することを目的としている。実施要領によると、自立支援員の業務は次のとおりである。

- ①学習会を運営する。
- ②ケースワーカーと連携して、支援対象者の学習会への参加を促す。
- ③ボランティア等を募集し、養成する。

④必要に応じて査察指導員及びケースワーカーに支援の経過を報告し、適切な学習支援や進路指導に結びつける。

⑤関係諸機関と連絡調整を行う。

⑥その他、この事業の目的のために必要と認められること。

過去 5 年間の当事業実施状況の推移は次表のとおりである。また、自立支援員は他の事業と兼務している。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対象者数(人)	14	15	16	15	23
達成者数(人)	12	14	16	15	23

※達成者数とは、平成 22 年度までは申込み登録した中学 3 年生のうち、学習会に継続的に出席した人数、平成 23 年度以降は高校進学を果たした人数である。

7. 単身世帯見守り事業

当事業は、様々な生活上の問題を抱え社会から孤立している単身者を対象とし、定期的に安否確認を行うことで、社会的孤立や孤独死の防止を図り、安心して暮らしていくことができる社会の実現を目指すことを目的としている。実施要領によると自立支援員の業務は次のとおりである。

①ケースワーカーからの連絡により、対象者リストを作成する。

②対象者に対して、架電等により安否確認を行う。

③支援の経過を定期的にケースワーカー・査察指導員に報告し、緊急時には関係諸機関等の協力を得て、適切な対応を確保する。

過去 5 年間の当事業実施状況の推移は次表のとおりであり、平成 25 年度は 4 人に対して月に一度架電等により安否確認を行っている。また、自立支援員は他の事業と兼務している。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対象者数(人)	12	10	13	不明	4
達成者数(人)	10	10	13	不明	4

※達成者数とは、対象者で連絡がとれた人数である。また、平成 21 年度は「孤立化防止・社会参加支援事業」として行っている。

II. 監査結果

1. 就労支援事業実施要領の遵守

就労支援事業では常勤嘱託の自立支援員を配置し、平成 25 年度の支援対象者 238 名で、そのうち就労・増収を果たした者が 114 名となっている。実施要領に定められている様式のうち、支援対象者が作成すべき自立計画書、ケースワーカーが作成すべき自立支援検討票、自立支援員が作成すべき支援要請者名一覧表が作成されていない。また、支援対象者の有する技能及び知識等労働市場の状況を判断して、就職に有利であると考えられる者に対して行う公共職業訓練や民間の教育訓練講座等の勧奨も行っておらず、要領の一部を遵

守できていない。

大津市は生活保護世帯の自立支援を強化する目的で具体的な実施要領を定めている。ケースワーカーと自立支援員が連携しながら稼働能力を有する被保護者の支援を効率的に行うためにも、要領を遵守すべきである。

2. 資産台帳の作成

資産活用推進支援事業の実施要領では、支援対象者を年金受給権等を得られる見込みがある者と不動産等の資産を保有している生活保護受給世帯とし、それぞれに状況を把握して世帯ごとに台帳を作成し、手続や活用等を具体的に指導助言するとされている。

しかし、作成された資産台帳には空欄が多く見受けられ、特に資産保有台帳では、65歳到達予定年月日・土地建物の保有可否・処分指示日・その他の資産・処理経過・ケースワーカーや査察指導員の資産内容確認欄について全ての台帳で記載がなかった。さらに、資産を保有しているのに作成されていないケースが多数存在していることも問題であり、早急に資産台帳を整備すべきである。

III. 意見

1. 自立支援プログラムに対する事業評価

当プログラムは、厚生労働省社会・援護局長通知により生活保護実施機関が組織的に被保護世帯の自立を支援していくことを目的として導入が推進されており、大津市は各事業を定めて実施し、事業実施結果について国へ報告している。しかし、大津市は、各事業の実施状況やその結果について組織的な検討や評価を行っておらず、また全ての事業にかかる保護費削減効果や費用等についての分析も行っていない。

自立支援プログラムは、被保護者に対する就労支援を通じた保護脱却を目指す組織的取組として最も重要な事業であり、大津市は各事業実施状況を組織的に検討して実施要綱とおりにできていない事業については遵守できるようにすべきであり、また各事業の取組の結果を分析することで、事業の見直しや継続判断を行っていくべきである。

2. 勤労意欲喚起事業の実施

平成25年度生活保護業務実施方針に実施予定として挙げられている就労意欲喚起事業が行われていない。被保護者の中には就労意欲が低下している者も存在し、就労支援事業への参加や求職活動を促して、被保護世帯を自立させるためにも当事業は重要であり、実施要領に基づいて実施すべきである。

[4] 稼働能力判定会議

I. 概要

大津市は、稼働年齢層の被保護者のうち稼働能力の活用に疑義のある者を対象に稼働能力判定会議を実施しており、稼働能力の判定を専門的かつ客観的に行うことで、組織的な支援体制を強化し、被保護世帯の自立を促進させることを目的としている。基本的に年3

回開催し、生活福祉課職員と嘱託医等の医療関係構成員等が会議に参加している。

本会議で検討する事項は実施要領によると次のとおりである。

1. 稼働能力の活用に疑義のある者等の稼働能力の判定
2. 適正職種の検討
3. 適切な就業支援メニューの選定
4. 支援の実施状況の評定
5. その他就業支援に関すること

また、会議開催に当たっての事前準備として、主治医に稼働能力についての医学的助言を聞き取る病状調査(主治医訪問調査票の作成)や保育所の空き状況等の就労阻害要因についての関係先調査を行うこととされている。

平成 25 年度における本会議は 3 回行われており、それぞれ 1 時間から 1 時間半の会議時間で合計 8 人について検討している。会議録によると、全てのケースが稼働能力の判定を検討事項としているが、被保護者の状況説明や問題点、そして参加者の意見が記載されているのみで、最終的な会議の「決定事項」欄は全く記載されていなかった。

II. 監査結果

1. 組織的支援体制の強化

ケースワーカーが対応に苦慮しているケースを稼働能力判定会議で検討しているのが、会議録を読む限り、最終的な「決定事項」欄の記載も無く、様々な意見を記載することとどまっているため、その後の具体的対応が難しいのではないかとと思われる。各ケースワーカーが具体的に対応できるよう、組織的に結論を出し、「決定事項」を明記すべきである。ケースワーカーの担当被保護世帯は 1 年ごとに変わるため、組織的に被保護世帯を支援することが極めて重要であり、当会議の「決定事項」を具体的な援助方針に反映させ、被保護者へも説明して理解を得るようにすべきである。また、会議資料として主治医訪問調査票が挙げられているが、主治医からの医療要否意見書ではなく、主治医を訪問して直接に聞き取り調査することで、被保護者の病状を把握すべきである。

[5] 稼働能力のある者への対応状況

I. 概要

被保護者に稼働能力がある場合には、その稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用させる必要がある。大津市では、年に 1 度システム上で稼働能力のある者のいる世帯を抽出して、就労しているかどうかの確認を行っているとのことであるが、随時、稼働能力のある者が就労しているかどうか、未就労期間はどのぐらいあるかといった管理や分析等は行われていない。

そこで、実際に稼働能力のあるケースにおいて、就労状況やその世帯へのケースワーカーの対応について、平成 25 年 4 月に新規で保護申請のあったケースとその他世帯で 3 年以

上保護が継続しているケースの中から生活福祉課担当者による抽出ケース記録票を確認した。

1. 平成 25 年 4 月新規保護のケース

平成 25 年 4 月に新規に保護した稼働年齢層のケースについて就労状況を確認した。全体で 24 件あり、そのうち、医療要否意見書にて就労可能とされたケースが 19 件、就労不能とされたケースが 4 件であった。就労可能とされたケースの状況は次表のとおりである。

	性別、年齢層	就労状況	年度内訪問面談記録数	備考
1	女、40代	○	1	母子世帯
2	男、60代	○	6	
3	女、30代	○	0	母子世帯。訪問面接できたのは約 1 年後で、妊娠している。
4	女、60代	○	1	平成 26 年 5 月に増収により保護廃止。
5	男、60代	○	0	保護停止後平成 26 年 6 月に保護廃止。
6	男、50代	○	2	収入増により平成 26 年 9 月に保護廃止。
7	男、40代	○	3	収入増により平成 26 年 10 月に保護廃止。
8	男、40代	○	1	平成 26 年 3 月転居により保護廃止。
9	男、60代	×	0	訪問しても不在が多く、会えていない。
10	男、30代 妻、30代	△ ×	1	主は働いているが収入が少ない。
11	男、40代	×	0	訪問しても不在が多く、会えていない。
12	男、60代	×	1	求職活動をしていないが、指導記録もない。
13	女、40代	△	2	母子世帯。働いているが収入が少なく増収できていない。
14	女、40代	×	1	母子世帯
15	女、30代	×	2	母子世帯。障害者年金受給者で軽労働可の判定。平成 26 年 5 月に保護廃止。
16	女、30代	×	1	母子世帯。平成 26 年 3 月に親族援助で保護廃止。
17	女、20代	△	0	母子世帯。平成 26 年 10 月転居により保護廃止。
18	男、20代	×	2	平成 25 年 10 月転居により保護廃止。
19	女、40代	×	0	平成 25 年 4 月転居により保護廃止。

※ 年齢層は平成 26 年 3 月末時点のものである。

就労しているケース(○)は 20 人中 8 人(40%)、就労しているが収入が少ないケース(△)は 3 人(15%)、就労できていないケース(×)は 9 人(45%)となっている。就労しているケースは主に増収を理由に 19 件中 5 件が生活保護から脱却できており、就労しているケース以外では 11 件中 5 件が転居等を理由に保護が廃止されている。また、傾向が顕著ではないが、ケースワーカーの訪問面談回数が多いほど就労につながっており、就労していないケースでは訪問面談回数が少なく訪問しても不在が多い傾向にあった。

2. その他世帯で3年以上保護継続のケース

生活福祉課担当者に集計してもらった結果、その他世帯で稼働年齢層にある人数は次のとおりであった(平成27年1月1日現在)。

年齢層(才)	人数	割合(%)
16-19	42	6.0
20-29	55	7.8
30-39	69	9.8
40-49	155	22.0
50-59	199	28.3
60-64	184	26.1
合計	704	100

その他世帯で3年以上保護が継続しているケースは担当者によると330件以上あるとのことであり、そのうち就労可能とされる16件のケース記録票を確認し、就労状況を確認した。

	性別、年齢層 (平成26年3月末時点)	保護歴(平成26年3月末時点)	過去就労状況	現在就労状況	年度内訪問面談記録数	備考
1	男、40代	4年8か月	○	○	3	
2	男、50代	2年4か月	○	○	3	
3	男、50代	3年8か月	○	○	3	
4	男、60代	5年8か月	△	△	2	収入が少なく就労相談を実施すべき。
5	男、40代	6年	△	△	0	収入が少なく就労相談を実施すべき。訪問するも不在。
6	男、50代	4年5か月	△	△	2	収入が少なく就労相談を実施すべき。
7	男、50代	4年2か月	△	△	2	収入が少なく就労相談を実施すべき。
8	男、50代	3年10か月	△	△	3	収入が少なく就労相談を実施すべき。過去に未申告収入あり。
9	男、60代	2年8か月	△	△	4	収入が少なく就労相談を実施すべき。
10	男、50代	5年4か月	×	○	4	過去5年ほど就労なし。就労支援事業参加し面談4回で現在就労。
11	女、60代	4年	○	×	4	訪問面談するが、求職活動報告が僅かで求職状況の記録がない。
12	男、40代 妻、30代	3年3か月	○ ×	×	2	就労支援事業参加。訪問するも不在が多く、平成26年7月に収入未申告が発覚、12月現在未解決。
13	女、60代	10年6か月	△	×	3	
14	男、40代	2年3か月	△	×	0	就労支援事業参加。
15	男、60代	2年5か月	×	×	2	過去に求職活動せず保護廃止。現在も不在が多く、求職活動も僅か。
16	男、50代	14年3か月	×	×	2	滋賀県監査にて指摘あり。

就労可能とされているにもかかわらず、現在就労している人数は17人中10人(59%)に

とどまっております、そのうち、勤務時間が短いなど収入が少ないケースは6人(35%)である。現在就労できていないケースは6人(35%)となっている。就労できていないケースについて訪問面談数は多い場合で3か月に1回、ほとんどは半年に1回しか行っていない状況であり、どのケース台帳においても、何とか就労させようと就職活動の状況や本人の希望等の聞き取りをし努力しているような記載は見られなかった。確かに高齢化するに従い就職が難しい状況になるのは理解できるが、ケースワーカーが、積極的に被保護者から状況を聞き取って就労につなげようとしている状況がケース記録票に記載されていることはあまり確認できなかった。

3. 調査票回答結果

満15歳以上64歳未満の稼働年齢層で稼働能力がある者について、その能力活用状況の実態と就労阻害要因等を把握して、保護の適正実施と被保護世帯の自立助長を推進していかなければならない。しかし、大津市は稼働年齢層の世帯数や稼働能力がある者の数、実際に就労している世帯数、全く就労していない世帯数など総体的な管理は行われていなかった。そのため、各ケースワーカーへアンケート調査することで稼働対象者数等を把握した。

アンケート回答者数は全ケースワーカー29人中23人(約79%)であり、稼働年齢層で稼働能力がある世帯数が542件、そのうち回答時現在で就労していない世帯数は162件(約30%)、就労していない主な理由として挙げられたのは就職活動中との回答であった。また、就労していない世帯のうち、2か月に1度以上家庭内面接を行っていない世帯は83件との回答であり、ほぼ半数に及んでいる。

II. 監査結果

1. 稼働能力の活用状況の管理

各ケース記録票を確認しても被保護世帯の稼働能力や活用状況について一目で理解できるような台帳は作成されていない。厚生労働省社会・援護局長通知の「就労・求職状況管理台帳」を参考に、就労可能な被保護者の求職活動日数、就労日数、収入額等を記載する台帳を作成すべきである。また、就労・求職活動状況について、被保護者から聞き取りし、その内容をケース記録票に必ず記載すべきである。

2. 稼働能力がある者への就労指導強化

ケース記録票を確認した結果、就労できていない被保護者に対して訪問面談数が少ない場合は就労の可能性が低い状態のままである。就労していないケースについて求職活動状況を確実に2週間に1度申告させて確認し、訪問面談を行うことで状況を把握しながら、就労支援事業を活用するなど積極的な就労指導を行うべきである。さらに、指導に従わずに真剣に求職活動を行わない者に対しては、文書指示を行い、その結果正当な理由も無く指示に従わない場合は、聴聞会等所要の手続を経て保護の停止又は廃止を検討すべきである。

[6] リバースモーゲージ

I. 概要

リバースモーゲージとはローンが完済された居住用不動産を担保にして銀行などの金融機関から借金をし、その借金を毎月の年金という形で受け取る制度である。

リバースモーゲージを利用すると年月と共に借入残高が増えていき、契約満期又は契約者死亡時のどちらか早い時期に一括返済しなければならない。現金で返済できない場合は、金融機関は抵当権を行使して担保物件を競売にかけて返済に充当する。契約者死亡の場合の返済義務は保証人又は契約者の相続人が承継する。最終的に自宅を手放す可能性が高いが、契約の期間中はその家に住み続けられることが特徴である。

ここで問題とするのは、要保護者向けリバースモーゲージである。要保護者向けリバースモーゲージとは要保護世帯向け不動産担保型生活資金と呼ばれる要保護者の資産活用の制度である。ローンが完済された居住用不動産を所有し、将来にわたり住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯等が、その居住用不動産を担保として、毎月分割で生活資金を借り、借入限度額まで到達するまでは生活保護を受給させずに借入限度額に到達した時点から生活保護に移行するものである。

この制度は、要保護者に対して金銭的援助をしなかった子等の扶養義務者が、要保護者の死亡時に家屋・土地を相続するような現状は、社会的公平の観点から国民の理解が得られないため、政府が2007年度から実施した制度である。資産活用を徹底することにより増え続ける生活保護費を少しでも減らす効果も期待できる。

[リバースモーゲージの貸付実績の年次推移]

	貸付実績 (件)		貸付金額 (千円)
	全国		
平成 19 年度	全国	135	1,007,589
	大津	0	0
平成 20 年度	全国	367	2,494,636
	大津	0	0
平成 21 年度	全国	244	1,574,244
	大津	0	0
平成 22 年度	全国	238	1,679,408
	大津	0	0
平成 23 年度	全国	228	1,537,962
	大津	1	3,900
平成 24 年度	全国	284	1,978,762
	大津	0	0
累計	全国	1,496	10,272,601
	大津	1	3,900

II. 意見

1. リバースモーゲージの月額算定について

過去に唯一リバースモーゲージの対象となったケースではリバースモーゲージの月額借入金額が、保護費に比し著しく高額である。このケースでは、リバースモーゲージ適用により生活保護が廃止される直前の生活保護費は、生活扶助基準額 75,550 円から収入充当額 57,502 円を差し引いた 15,098 円である。しかし当該ケースでは月々13 万円が生活福祉資金として振り込まれている。これは、「特別加算額」としてクーラー設置、内装工事、テレビ、冷蔵庫、永代供養等の臨時的な支出までも算定して 12 か月で除したものを加算している。クーラー設置、内装工事、テレビ、冷蔵庫、永代供養等は毎年発生する費用ではないため、月額に加算することは不合理である。その結果、リバースモーゲージ対象期間が短くなり、要保護者が余分に金銭を消費していれば再び生活保護費を支給しなくてはならなくなるので、合理的に月額算定を行うべきである。

2. リバースモーゲージの手续中断について

あるケースではリバースモーゲージを検討し、被保護者からリバースモーゲージへの同意書等を徴し社会福祉協議会に事前審査に係る書類を提出したが、外国籍であるため母国の戸籍に相当する書類を提出するように指示を受けた。しかし母国の戸籍をとらず、ケース記録票に「任意売却する意思を確認したが、住み慣れたところなのでこのまま住み続けたいとのこと」と記載があり土地建物の保有を認めることとしている。

このケースは母国の戸籍を取得し、再度リバースモーゲージの手續きを行うべきである。

3. 滋賀県社会福祉協議会との連携について

平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省社会・援護局長通知「生活福祉資金（要保護者向け不動産担保型生活資金）貸付制度の運営について」が発遣されている。これによると「都道府県社協会長は、原則として借入申込みの申請のあった日から 1 月以内に、貸付の可否を決定するものとする。」とあるが、借入申込みから貸付の可否の通知まで平均で 9 か月半かかっている。滋賀県社会福祉協議会との連携を密にし、要領どおり 1 か月以内に決定されるように働きかけるべきである。

[7] 資産保有者への対応

I. 概要

生活保護では、最低限度の生活の維持のために、利用し得る資産・能力その他あらゆるものを活用すべきとされており、資産の活用の範囲や程度は国民生活の実態及び地域住民の状況等を踏まえて判断すべきであり、実施要領においては次表のようにいわゆる相対的例示方法によって取扱いの指針が示されている。

資産の活用は売却を原則としているが、次の場合は除かれており、当該資産の貸与により収益をあげる等活用方法を考慮すべきとされている。なお、不動産の保有状況については、定期的に申告を行わせるとともに、必要がある場合は更に訪問調査等を行わなければならない。

売却しなくてもよい場合

1. その資産が現実に最低限度の生活維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効があがっているもの
2. 現在活用されていないが、近い将来において活用されることがほぼ確実であって、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持に実効があがると認められるもの
3. 処分することができないか、又は著しく困難なもの
4. 売却代金よりも売却に要する経費が高いもの
5. 社会通念上処分させることを適当としないもの

資産の保有の容認の範囲

資産の種類		保有容認の要件	備考
土地	宅地	(1) 当該世帯の居住に用いる家屋に付属した土地で建築基準法第52条・53条に規定する必要な面積 (2) 農業その他の事業の用に供される土地で、事業遂行上必要最少限度の面積	処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは保有が認められない。 ア、イについては、この要件をいずれも満たすことが必要である。
	田畑	ア 当該地域の農家の平均耕作面積、当該世帯の稼働人員等から判断して適当と認められるもの イ 世帯員が現に耕作しているか、おおむね3年以内に耕作することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなもの	
山林原野	ア 事業用（植林事業を除く）、薪炭の自給用、採草地用として必要なものであって当該地域の低所得世帯との均衡を失しないもの イ 世帯員が現に利用しているか、おおむね3年以内に利用することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなもの		
家屋	居住用家屋 当該世帯の居住の用に供される家屋（保有を認められるものであっても部屋数に余裕があると認められるときは間貸しにより活用させること） その他の家屋 (1) 事業用家屋で、営業種別・地理的条件等から判断して当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる規模のもの (2) 貸家で、当該世帯の要保護推定期間（おおむね3年以内）における家賃の合計が売却代金よりも、多いと認められるもの		
事業用品		ア 事業用設備、事業用機械器具、商品、家畜であって、営業種別・地理的条件等から判断して当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないもの イ 世帯員が現に利用しているか、又はおおむね1年以内（事業用設備については3年以内）に利用することにより、世帯の収入増加に著しく貢献するようなもの	
生活用品	家具什器及び衣類寝具	当該世帯の人員、構成等から判断して利用の必要があると認められる品目及び数量	
	趣味装飾品	処分価値の小さいもの	
	貴金属及び債券	（保有は認められない）	
	その他の物品	(1) 処分価値の小さいもの (2) (1)以外の物品で、当該世帯の人員、構成等から判断して利用の必要があり、かつその保有を認めても当該地域の一般世帯との均衡を失することにならないと認められるもの	

出典：生活保護手帳別冊問答集

1. 大津市の対応

大津市では資産を保有している場合は原則として処分指導を基本としており、保護開始時に要保護者に説明したうえで、保護決定しているとのことであるが、ケースワーカーによっては居住用不動産の場合は保有を認めているケース、リバースモーゲージの適用を前提に保護を開始した後に適用できずにそのまま保有し続けているケースや売却するとしながらも売れずにそのまま保有し続けているケース等、不動産を保有しているケースは多数存在している(件数等については管理資料が無かった)。また、自動車等についても、基本的に所有を認めておらず、障害者等が通院のために必要な場合等に限りて保有を認めているとしているが、ケース記録票を確認すると所有を認めていないにもかかわらず保有しているケースが散見され、調査票回答結果においても同様のケースは20件との回答であった。

2. 不動産のケース

大津市において不動産保有の可否についてケース診断会議で議題に挙がることはなく、ケースワーカーや査察指導員が判断しており、大津市独自の判断基準は設けられていない。

資産保有台帳に記載されていたケースのうち10件について確認したところ次のような状況であった。

ケース記録票を確認したケース(ただし、面積や評価額は概算としている。)

[ケース1]

保護開始年度	世帯員	資産	m ²	評価額(千円)	備考
平成7年	1人	宅地	54	6,284	自宅であり保有を認めている。
		家屋	45	332	

居住用不動産であり評価額を考慮し、保有を認めているとケース記録票に記載があった。間貸し等の活用は考慮されていない。

[ケース2]

保護開始年度	世帯員	資産	m ²	評価額(千円)	備考
平成23年	2人	宅地	84	1,905	持ち家と畑等は売却して返還が条件との説明あり。平成23年4月に文書指示にて売却指導後、6月に念書受け取るも、その後記録がなく、保有のままである。
		畑	19	1	
		雑種地	56	3	
		家屋	72	3,571	

売却を文書指示しているが、売却できていない。具体的な売却に向けた活動等を聞き取った記録がない。早急に売却指示等行うべきである。

[ケース3]

保護開始年度	世帯員	資産	m ²	評価額(千円)	備考
平成20年	1人	土地 家屋	— 80	2,900 5,056	自宅マンションであり資産価値から保有を認めている。65才に達したときはリバースモーゲージの利用を説明し了承を得ている。

居住用不動産で評価額を考慮し、保有を認めているとケース記録票に記載があった。間

貸し等の活用は考慮されていない。

[ケース 4]

保護開始年度	世帯員	資産	m ²	評価額 (千円)	備考
平成 17年	2人	土地 7筆 家屋 1筆	— 62	— 35	被保護者の父親名義であり、相続人が9人存在し、相続手続きするよう口頭指示しているのみである。

相続人が9人いるということで手続きが困難であると考えられる。

[ケース 5]

保護開始年度	世帯員	資産	m ²	評価額 (千円)	備考
平成 25年	1人	宅地 家屋	330 190	20,393 3,888	事業兼用住宅であり、事業用設備撤去に1,000万円ほどかかるとのこと。売却を文書指示するもその後はケース記録票に記載が無い。

売却指示するも現状に変化がないので、早急な具体的対応が必要である。

[ケース 6]

保護開始年度	世帯員	資産	m ²	評価額 (千円)	備考
平成 18年	2人	宅地 9 筆 家屋 9 戸	計 2,500 計 680	13,635 7,958	土地 2 筆には金融機関の抵当権設定あり、売却困難と記載あり。援助方針に資産についての記載が無い。平成 18 年に資産売却について文書指示あるが、その後変化なし。

早急に売却に向けて具体的な対応をすべきである。

[ケース 7]

保護開始年度	世帯員	資産	m ²	評価額 (千円)	備考
平成 21年	1人	宅地 家屋	480 120	7,388 2,183	母名義の居宅に居住し、信託設定あり。売却指導等なし。

1人世帯であり広すぎるため、賃貸等の具体的活用方法を検討すべきである。

[ケース 8]

保護開始年度	世帯員	資産	m ²	評価額 (千円)	備考
平成 22年	1人	宅地 家屋	280 160	13,541 3,909	平成 22 年に売却処分指示後、1 ヶ月後にリバースモーゲージを説明。その後 1 年間入院し改めて説明するも動きなし。平成 26 年に死亡により保護廃止。

具体的対応に時間が掛かりすぎているため保護廃止となり保護費が返還されず問題である。

[ケース 9]

保護開始年度	世帯員	資産	m ²	評価額 (千円)	備考
平成 25 年	1 人	宅地 4 筆 家屋 1 戸	計 620 80	2,891 635	居住用不動産のため、保有を認めている。 求職活動全くせず、訪問調査も少ない。

1人世帯にもかかわらず宅地の面積が広すぎるため、売却指導すべきである。就労指導も行っておらず、早急な対応が必要である。

[ケース 10]

保護開始年度	世帯員	資産	m ²	評価額 (千円)	備考
平成 21 年	1 人	畑 宅地 家屋	90 590 190	2 9,158 764	平成 21 年にリバースモーゲージの適用前提に適用できない場合は売却するよう説明済み。平成 23 年に申込書記入。未登記物件があり、平成 24 年に 60 千円にて登記。その後貸付不承認。鑑定士評価は土地建物合わせて 16,500 千円。

リバースモーゲージの手続きが遅いのも問題であるが、そもそも 1 人世帯であり、畑や宅地、居宅も含めて、売却指導をすべきではなかったか。現在そのままの状態であり、早急に売却も含めた資産活用を検討すべきである。

3. 自動車等の保有

生活用品としての自動車及び 125cc を超えるオートバイについては、単に日常生活に用いられるのみであれば、地域の普及率の如何にかかわらず、基本的に自動車等の保有は認められないとされている。

天津市でも同様の扱いにて対応しているが、訪問調査時等に保有していることが発覚するケースも少なからず見受けられる。保有している被保護者に対しては、まずは口頭指示による処分指導を行い、従わない場合は文書指示等を行っている。

関係するケース記録票を確認しても保有が認められていないにもかかわらず、自動車等を保有しているケースが散見され、また調査票回答結果によると、認められていない自動車保有者は 20 人であった。

4. その他の資産

資産台帳を確認してもその他の資産欄は全て空欄であり、有価証券、趣味装飾品、貴金属や生命保険等の保有者一覧の管理は行われていない。調査票回答結果によると、その他の資産を保有しているケースは 8 件で、内容は全て生命保険との回答を得た。

II. 監査結果

1. 所有不動産に対する組織的対応

天津市では、要保護者が不動産を所有している場合の対応について統一的な基準を設けておらず、どのように対応すべきかを記した具体的なマニュアルも存在しないため、ケースワーカーや査察指導員ごとに判断が相違しており、要保護者に対して一律の対応ができていない。また、ケース記録票には現在不動産を所有する被保護者に対して、保有を認めるか売却を指導しているとの記載があるのみで、資産活用の方法や手続き等を具体的に指導した内容や、間貸しや売却に向けた被保護者の進捗状況聴取が記載されているものはほとんど見受けられなかった。

所有不動産に対する保有の認否基準、活用手法、手続、指導方法を記したマニュアルを作成し、ケースワーカーが一律に対応できるようにすべきである。さらに、対応に苦慮するケース等についてはケース診断会議に諮り、組織的に判断すべきである。

2. 不動産所有者に対する指導

天津市福祉事務所は保護するに当たり基本的に不動産所有者については保護する対象ではないとしており、まずは売却するよう指導しているとのことである。それにもかかわらず土地建物を所有している被保護者が多数存在し、不動産評価額が 500 万円を超えるケースが 36 件確認された。また、ケース診断会議等において資産保有の認否を検討している事案もない。資産保有を認めていないのであれば、早急に売却するよう指示等行うべきである。

3. 不動産の活用方法の徹底

一部のケース記録票を確認しただけでも、土地や建物を複数所有しているケース、家庭菜園程度の畑や雑種地を保有しているケース、居住用不動産だが面積が広いケース等、保有不動産を活用できていないケースが多数見受けられた。これらの不動産の固定資産税が減免されていることも考慮すると大きな問題であり売却等指導すべきである。

また、居住用不動産については保有が認められる場合もあるが、1人世帯であるにもかかわらず部屋数に余裕がある場合や、敷地が広いというケースについては、間貸しや売却等の資産活用を考慮すべきであり早急な対応が必要である。

III. 意見

1. 資産保有状況の定期的申告

各被保護世帯の資産保有状況に関して、ケースワーカーが知り得る機会は被保護者からの申告が基本であり、保護受給中に被保護者本人から資産保有状況を継続的に聴取することはしていない。資産を保有した場合は即座にケースワーカーへ連絡することや活用しなければならぬことを認識させる意味においても、固定資産税にかかる固定資産評価額の評価替えが行われる 3 年ごとに被保護者から書面を提出させるべきである。

2. 対象ケースの把握

被保護者が大津市以外に所有している資産は、本人から受領した資産申告書に記載されていない場合には把握できないのが現状である。あるケースでは他の都道府県に所有している不動産の存在を把握し、資産活用方針に至るまでに保護開始から12年超経過してしまった。しかも資産活用方針に至る5年前に当該不動産が存する市町村から、固定資産税の減免のために当該被保護者が保護対象者であるか照会があり、「保護対象者である」旨回答している。少なくともこの時点で当該不動産の存在を把握し、リバースモーゲージ又は売却指示すべきケースである。大津市内の不動産は当然であるが、大津市以外の所有不動産も把握に努めるべきである。

3. 自動車等保有台帳の作成

大津市福祉事務所は自動車保有を容認しているケースについて、滋賀県へ報告するために、保護開始年月日や世帯構成、車種、年式、車の状況、所有者、保有開始日、保有を認めている理由を記載した書類を作成している。しかし、保有を認めているにもかかわらず報告書に挙がっていないケースもあることから、記載漏れ等が考えられ、正確な書類を作成して管理すべきである。さらに、保有を認めていない自動車とオートバイについても台帳を作成して管理すべきである。

4. 自動車等保有調査

被保護者が自動車・軽自動車・オートバイを保有しているかについては、本人申告の場合や被保護者宅へ訪問した時にたまたま判明するといった場合がほとんどである。軽自動車とオートバイについては大津市へ、自動車は陸運局へ定期的に被保護者や家族の氏名で照会し、保有の有無を確認すべきである。

5. 自動車等処分指導

大津市は基本的に自動車や総排気量125ccを超えるオートバイの保有は認めておらず、障害者の通院等の用途等に限って保有を認めている。しかし、保有を認めていないにもかかわらず、口頭指示を無視し乗車しているケースが多数存在する。早急に文書指示も含めた対応が必要であり、保有を認めないとする大津市としての姿勢を示すべきである。

また、保有を認めていないにもかかわらず自動車等を保有している場合、職場近辺への転居指導等、あらゆる方策を検討して指示し、安易に保有を認めることはすべきではない。

第5節 ケースワーカーへのアンケート調査実施結果

[1] 実施目的

ケースワーカーは、生活保護の現場で実際に被保護者と接し、扶助費の計算、資産調査や収入調査等かなり多岐にわたる業務を担っている。包括外部監査の手続として、各ケースワーカーの状況や普段感じている意見等をヒアリングすることが望まれるが、監査時間が限られているためにアンケート調査を実施することとした。

また、統計的な資料に限りがあるため、監査上必要な情報を入手する意味からも調査を実施した。

[2] 実施方法

生活福祉課担当係長に調査用紙を渡し、29人全てのケースワーカーへ配布してもらった。調査は記名式とし、ケースワーカーが記入後、担当係長から調査票を回収した。回答は、平成26年10月末時点の状況で記入することとし、件数等については時間的配慮により概算にて回答の部分もある。

[3] 回収結果

回答者は29人中23人であり、回答者のうち2人は無記名であった。

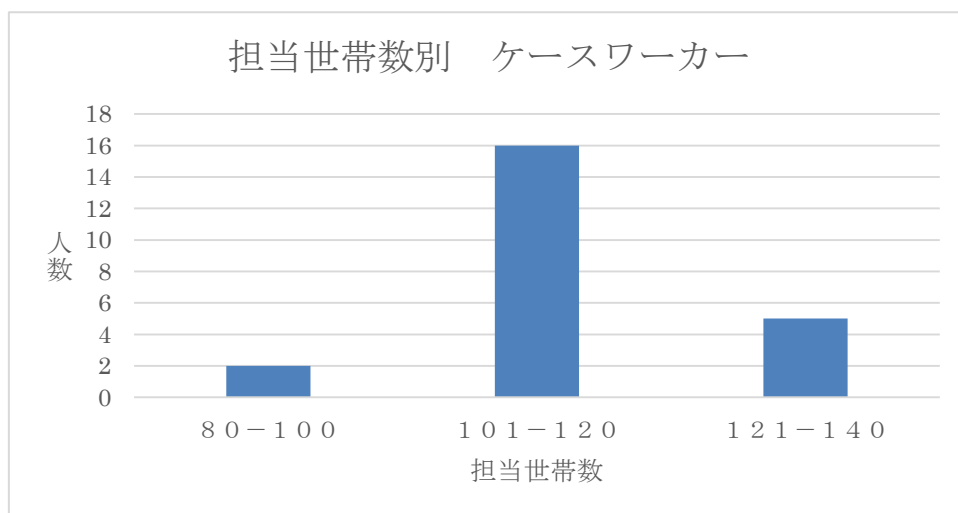
[4] 質問と回答結果

質問内容と回答結果は次のとおりである。回答内容の分析等については、各項目の回答結果の後に「補足」として記載している。また、生活保護関係の文章中に「調査票回答結果において」と前置きして回答結果を必要箇所に引用記載済みである。

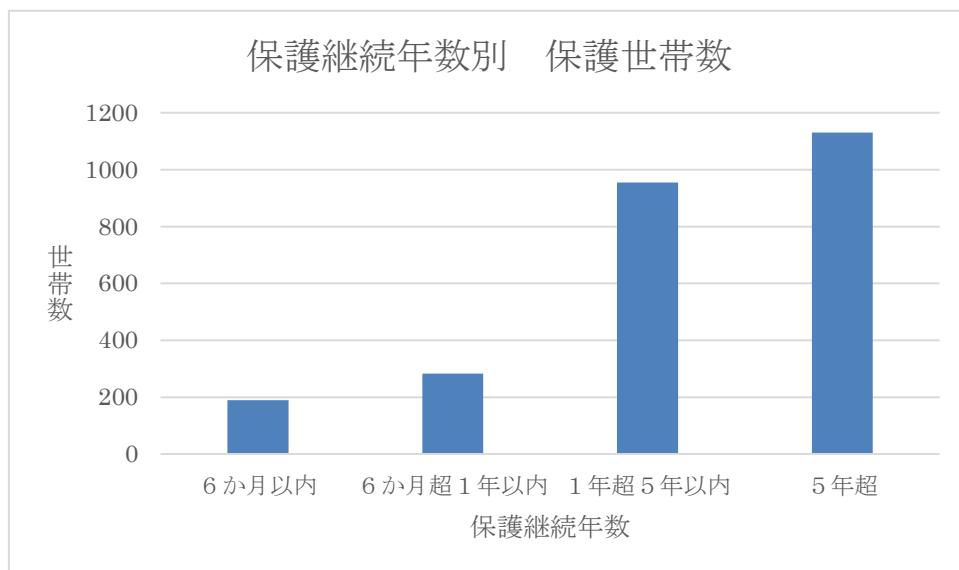
なお、全ケースワーカー29人中23人から回答を得たが、質問内容によっては回答を集計したものを記載することとし、回答欄に記載がない場合や不明と記入された場合等には適宜集計から除き、質問の一部を省略して記載している。

1. 担当者について

①現在の担当世帯数は何件ですか。 (回答者23人)



また、保護継続年数を教えてください。（回答者 22 人）



【補足】 ケースワーカー 1 人当たりの担当世帯数平均は 116 件であり、ケースワーカーの 70%が 101 件から 120 件以内を担当している。また、保護継続年数は、1 年を超える世帯数が 80%以上を占めており、一旦保護を受けると長期間継続していることが分かる。

②就業時間中、庁舎内勤務と庁舎外勤務の割合は何%ですか。

回答者 23 人平均 庁舎内勤務 72% 庁舎外勤務 28%

③出会って被保護者の顔と名前が一致しないケースは何%ですか。

回答者 23 人平均 22%

2. 保護開始前と開始時

①保護申請から保護開始、却下処理までの事務で最も時間がかかる事務はどのような事務ですか。

回 答	回答数(複数回答有)
保護台帳(フェイスシート)の作成	9
法第 29 条調査	5
生活実態と資産、扶養義務者の調査	2
保護開始決定	2
資産調査	2
調査して書面にまとめる事務作業	1
保護開始や却下の判断	1
死亡後身寄りのない世帯の対応	1
稼働能力の判定	1
戸籍調査	1
保護要否判定の計算	1

②保護申請から訪問調査まで1週間以内に行えなかった具体的な理由。

回 答	人数
申請者との都合が合わない	13
多忙のため	3
1週間以内にできている	6
記入なし	1

③保護申請から14日以内に処理出来なかった具体的な理由。

回 答	回答数(複数回答有)
資産調査に時間を要す	14
29条調査に時間を要す	8
稼働能力判定や活用の確認	2
調査と決裁に時間を要す	1
申請者の行動が遅い	1
戸籍調査	1
扶養調査	1
医療要否調査	1
14日以内にできている	1

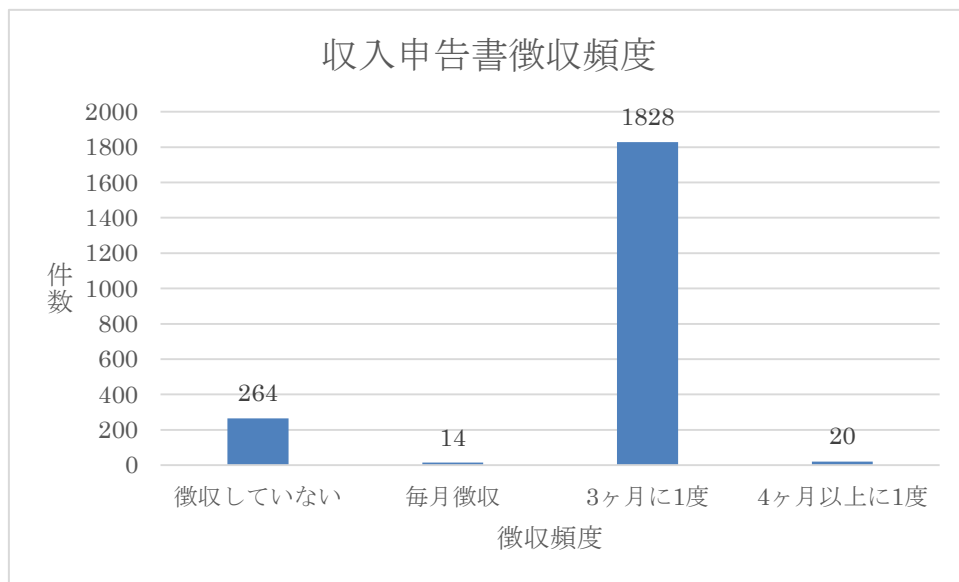
④保護申請から保護開始、却下までの事務で最も非効率であると思う事務はどのような事務ですか。またその理由は。

回答 (非効率な事務)	回答数(複数回答有)	回答(その理由)	回答数(複数回答有)
法 29 条調査	7	資産調査が紙ベースである。	3
		回答に時間がかかる。	3
戸籍調査・扶養照会	3	戸籍を遡る事務に手間がかかる。	2
封筒の封入作業、保護台帳への書類の綴じ込み作業	1	誰でもできる作業なので、ケースワーカーが行う必要なし。	1
初動調査	1	記入が煩雑、保護台帳への記入が大変。	1
訪問調査	1	日程が合わない	1
保護台帳の作成	1	作業量が多い。	1
上司の決裁	1	係長、補佐、課長と仰裁が多く決定が遅れる。	1
特になし、記入なし	9	特になし、記入なし	9

3. 保護開始後

①収入申告書を徴収していないケースは何件ですか。

回答者 23 人合計 264 件（理由 未提出 11、長期入院等 1、救護施設 1、不明 1）
また、徴収頻度を教えてください。（回答者 18 人）



②援助方針（担当ケースの平成 25 年度も含めた状況でお答えください。）について

・被保護者の状況を踏まえて自立に向けた課題に応じた具体的な方針となっていないケースは何件ですか。

回答者 20 人合計 107 件

・援助方針を最低 1 年に 1 度以上変更していないケースは何件ですか。

回答者 22 人合計 1,167 件、1 人当たり平均 53 件

・策定した援助方針を被保護者本人に説明していないケースは何件ですか。

回答者 22 人の全担当世帯のうち説明していない世帯の占める割合 69%

[補足]全担当世帯に説明していないとするケースワーカーは 22 人中 12 人にも達し、逆に全担当世帯に説明しているケースワーカーは 5 人であった。

③訪問調査について

・訪問計画と訪問目的や実施内容を具体的に作成していないケースは何件ですか。

回答者 21 人合計 265 件

[補足]全て具体的に作成しているとしたケースワーカーは 17 人であった。

・計画とおりに被保護者と家庭内面接できていないケースは何件ですか。

回答者 23 人合計 436 件、1 人当たり平均 19 件

・上記のうち近日中に再度訪問して家庭内面接できたケースは何件ですか。

回答者 22 人合計 176 件、1 人当たり平均 8 件

[補足]定期訪問で面談できなかったケースのうち半数以上が再度訪問しても家庭内面接できていない。

- ・ 1月当たりの訪問調査日数は、平均でおよそ何日ですか。

回答者 23 人平均 5.5 日

- ・ 1日当たりの訪問調査件数は、平均でおよそ何件ですか。

回答者 23 人平均 11.4 件

- ・ 被保護者宅内で 30 分以上面談した被保護者は何人ですか。

回答者 22 人合計 174 件、1 人当たり平均 7.9 件

[補足]30 分以上面談している被保護者は概ね 10%にも満たない計算となる。

- ・ 被保護者の生活状況を把握できていないケースは何件ですか。

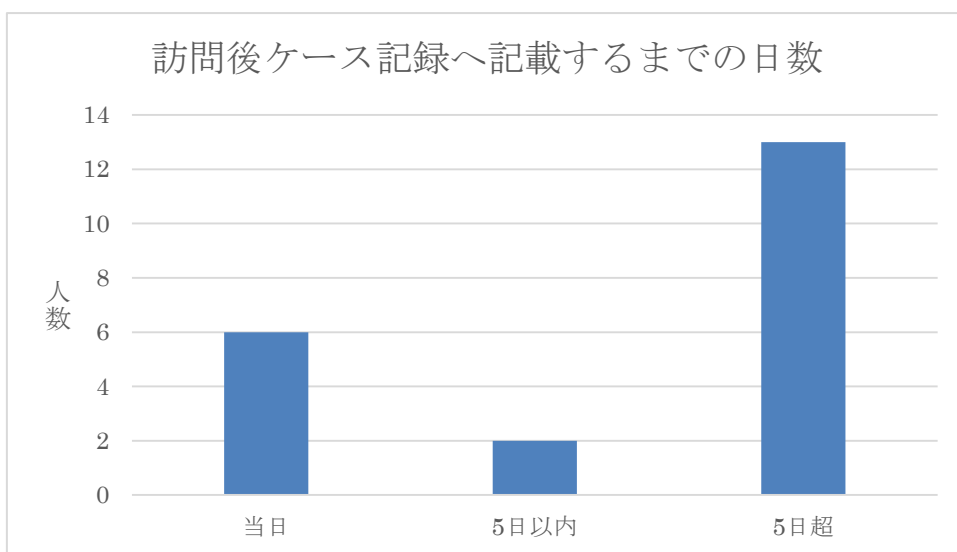
回答者 23 人合計 175 件、1 人当たり平均 7.6 件

[補足]被保護者の概ね 90%以上の生活状況は把握できているとケースワーカーは考えている。

- ・ 訪問後ケース記録票に記載していないケースは何件ですか。

回答者 22 人中合計 46 件

- ・ 訪問後、ケース記録票に記入する時期はいつですか。 (回答者 21 人)



[補足]ケースワーカーの 6 割以上が被保護者へ訪問後 5 日を超えてからケース記録へ記入している。

- ・ また、記録直後にソーシャルワーカーへケース記録を提出しているケースは何件ですか。

回答者 22 人合計 84 件

[補足]1 人当たり平均しても 3.8 件にしかならず、ほとんどのケース台帳は査察指導員へ決裁されることなく、ケースワーカーが保存したままとなっている。

- ・ 被保護者以外へ訪問調査したケースは何件ですか。

回答者 22 人合計 主治医 9 件、民生委員 9 件、その他 10 件

4. 担当ケースについて

①不正受給のケースは何件ですか。 回答者 22 人 45 件

②不正受給で生活保護法 78 条の措置が行われていないケースは何件ですか。

回答者 19 人 2 件（理由 証拠が無い。）

③その他不正受給とは確定できなかったものの、不正受給が疑われるような事案があれば具体的に記入してください。

- ・課税調査で発見されない不正就労 ・自動車の使用
- ・元夫と住んでいる。・収入申告と課税資料の金額の不一致。
- ・ネットビジネスをしていると通報あり。 ・事業所と結託した過少収入申告
- ・世帯員以外と同居 ・通帳への多額な入金 ・給与支給が口座振込でなく現金の場合

④文書指示したケースは何件ですか。 回答者 22 人 179 件

⑤指示の内容を記入してください。

指示の内容	回答数(複数回答有)
就労指導	14
自動車の運転禁止・売却	9
収入申告	7
費用返還義務	4
在宅指示	3
資産処分	2
家計簿の提出	1
転居	1
反社会行為	1
金銭貸借	1

⑥文書指示の改善状況をどのように管理されていますか。

回 答	回答数(複数回答有)
エクセルファイルやケース記録にて管理	7
定期的架電や聞き取り	4
窓口支給	3
訪問調査	3
処分の分かる書類をもらう	1

⑦自動車やバイクを保有しているケース 回答者 23 人 71 件

⑧ ⑦のうち、保有を認めていないにもかかわらず保有しているケースは何件ですか。

回答者 23 人合計 20 件

⑨土地や建物を保有しているケースは何件ですか。 回答者 23 人合計 60 件

⑩ ⑨のうち、保有を認めていないにもかかわらず保有しているケースは何件ですか。

回答者 22 人合計 5 件

[補足]回答が無かったケースワーカーは、不動産保有の認否の判断がつかないと記入していた。

⑪ ⑦, ⑨以外で保険、貴金属、株式など他の資産を保有しているケースは何件ですか。

回答者 21 人合計 8 件 (生命保険)

⑫今年度不動産を保有していて売却したケースはありますか。 回答者 23 人合計 1 件

⑬稼働対象年齢で稼働能力があるケースは何件ですか。 回答者 23 人合計 542 件

⑭ ⑬のうち働いていないケースは何件ですか。 回答者 23 人合計 162 件

また、その理由と対処方法を記入ください。

回答(理由)	回答数(複数回答有)
求職活動中	9
勤労意欲が無い	6
高齢・傷病	4
口頭指示しても変化が無い	1

回答(対処方法)	回答数(複数回答有)
就労支援プログラムの利用	10
文書指示	9
就労指導	6
ハローワークの活用	2
求職活動報告書の徴収	1
勤労意欲喚起	1

⑮ ⑭のうち、2 か月に 1 度以上家庭内面接していないケースは何件ですか。

回答者 22 人合計 83 件

⑯医療扶助・介護扶助で口頭指示したケースは何件ですか。 回答者 23 人合計 37 件

回答	件数
頻回受診	8
移送費	2
自立支援医療取得	2
重複受診	1
ジェネリック	1
遠方医療機関受診	1

⑰頻回受診しているケースの病状を把握していますか。

回答者 23 人中 はい 21 人・いいえ 2 人

⑱ ⑰について指導して頻回受診でなくなったケースはありますか。

回答者 21 人中 はい 12 人・いいえ 9 人

⑲重複受診しているケースを把握して対処していますか。

回答者 23 人中 はい 17 人・いいえ 6 人

⑳有料老人ホームに入所しているケースはありますか。 回答者 22 人合計 26 件

㉑その他医療扶助・介護扶助で問題と思われるケースはありますか。

回答者 21 人合計 6 件

内容 ・必要以上の薬の処方 ・毎月 200 万円の医療扶助

・金銭管理ができず、自己負担額を支払えない ・病院の不正請求

⑳通院移送費についてレセプト等で回数を照合していないケースはありますか。

回答者 23 人合計 263 件、1 人当たり平均 11.4 件

㉑医療要否意見書の記載に空欄等の不備があり、主治医に問い合わせたケースはありますか。

回答者 22 人合計 214 件、1 人当たり平均 9.7 件

[補足]無記名ケースワーカー1 人が多数と回答あり。

㉒被保護者の病状や稼働能力判定について、嘱託医に相談したケースは何件ですか。

回答者 23 人合計 33 件

㉓ ㉒において主治医と意見が相違したケースは何件ですか。 回答者 23 人合計 2 件

㉔ ㉓の場合に対処した方法（他の医療機関でも受診）

㉕主治医に訪問して主治医訪問調査票を作成したケースは何件ですか。

回答者 23 人合計 53 件

㉖後発医薬品の使用について家庭訪問時に説明したケースは何件ですか。

回答者 23 人合計 45 件

㉗民生委員と定期的に連絡をとっているケースはありますか。 回答者 23 人合計 8 件

㉘被保護者の勤務先に調査したケースはありますか。 回答者 23 人合計 17 件

㉙健康診査結果を入手して被保護者の生活習慣や食事面の指導をしたケースはありますか。

回答者 23 人合計 2 件

㉚家計管理に問題がある等として家計簿作成を求める等の支援をしたケースはありますか。

回答者 23 人合計 16 件

5. 現金等取扱いについて

① 現金での扶助費の支給について取扱いマニュアルがあることは知っていますか。

回答者 23 人中 知っている 11 人 ・ 知らない 12 人

② ①で知っていると答えた方

取扱いマニュアルを読んだことはありますか。

回答者 23 人中 ある 3 人 ・ ない 20 人

③ 担当ケースの内現金支給のケースは何件ですか。 回答者 22 人合計 142 件

④ 現金支給の具体的理由を教えてください。

理由	回答数(複数回答有)
就労指導	10
金銭管理	5
本人希望	4
生活状況等の確認	4
口座が無い、使用不可	4

6. その他

①業務を実施していく上で、改善した方がよいと思われる事項はありますか。

回答者 8 人

- ・ケースワーカーを嘱託職員にすべき。正規職員は在課年数が短く専門性が身につきにくく、人数削減と被保護者増により業務が困難となっている。
- ・ケースワーカーと査察指導員の不足。
- ・保護台帳システムのデータ化。
- ・訪問担当を専門員に。
- ・調査力の強化と迅速化。例えば全国統一住基情報照会システム等。
- ・台帳の管理。
- ・担当ケースが多いため、細部までケースワークできない場合がある。人員を増やし適正な世帯数にすべきである。

第6節 総括的事項

I. 監査結果

1. 文書の保存について

課税調査、レセプトチェックや保護費支給手続における実際の支給処理の確認書類など、手続を実施したことを記録する重要な書類であるにもかかわらず、書類が短期間で廃棄されている。担当課としては、事務処理のメモであるため処理が終われば廃棄しているとのことであるが、課税調査等の重要な調査記録が廃棄されていると調査が行われたかどうか事後的には不明な状況である。

確認調査をした資料などは一定期間保管する必要がある。

2. 文書指示の管理方法

文書指示の管理は、現在各ケースワーカーが行っており、大津市福祉事務所全体として文書指示が出ている状況や文書指示に対する改善状況は把握されていない。各ケースワーカー任せにせず大津市福祉事務所として文書指示に対する状況把握を行うべきである。

3. ケースワーカーの確保

平成26年3月末時点での保護世帯数が3,009に対して、ケースワーカーの数は29名となっており、ケースワーカー1名当たりの保護世帯数は約103世帯である。社会福祉法第16条で定める標準数1ケースワーカー当たり80世帯を超過している状況であり、この状況は過去3年継続している。

1名当たりの担当世帯数が多すぎると各保護世帯に対し時間的に十分な接触ができず、必要な指導ができないおそれを常に有している。

各保護世帯を適切に指導し、生活保護費を適正に執行する意味からも必要な人員の確保をされたい。

4. ケースワーカーの経験年数

ケースワーカーは、全員社会福祉主事の資格を有するものの、必ずしも福祉の業務に専門的に従事しているわけではなく、大津市で一般行政職として採用された職員が人事ローテーションの一環としてケースワーカーを行っているのが現状である。

平成25年4月1日時点

経験年数(年)	0	1	2	3	4	合計
人数(人)	12	3	7	6	1	29

生活保護世帯は、様々な問題を抱えていることが多く、その対応には相当の経験が必要と思われるが、現実にはケースワーカー29名中12名が新たに配置されケースワーカーになっており、最も長いケースワーカーでも4年である。

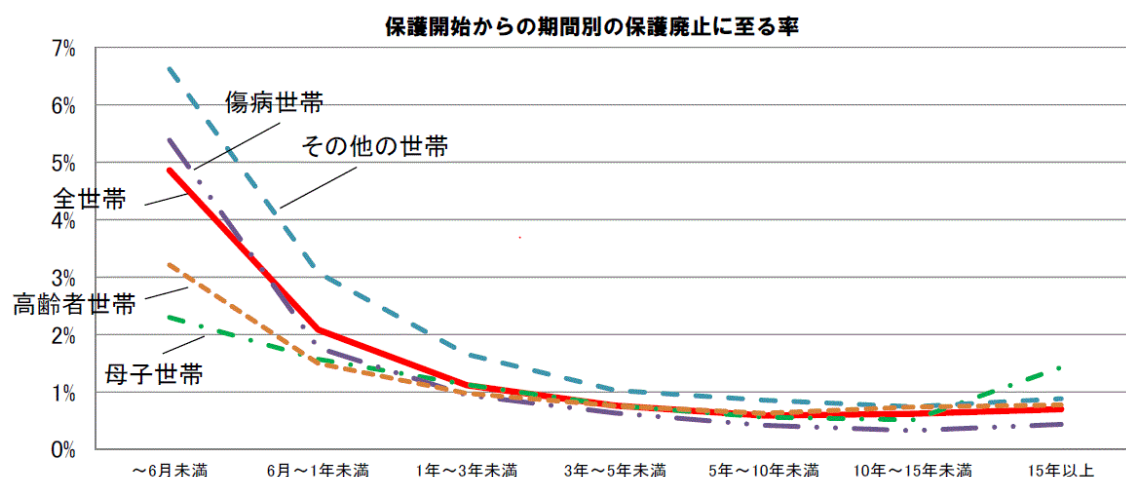
職務経験や人生経験が必要な部署と思われるため、ケースワーカーの専門職としての取扱い、ケースワーカーとなる資格を有する嘱託職員を採用することによる経験年数の長期化、臨時職員を活用することによる業務分担の見直しも検討されたい。

5. 総括的判断

生活保護は、生活に困窮した場合の「最後のセーフティネット」の役割を担っており、生活保護費が増大傾向にあるからと言って、すぐに歳出削減の対象とすべきものではない。

しかし、生活保護費を不正受給する者に対しては、財政面からも生活保護費を間接的に負担する納税者の心情を考えると、断固たる対策を講じる必要がある。その点、大津市の不正受給に対する対応はこれまで述べたように厳格さとスピード感に欠け、不正受給対策が万全とは言えない。不正受給対策の重要度を認識し、人員の確保を含めた現状の実施体制を改善し、不正受給対策を強化すべきである。

また、自立支援への対応についても、法第 1 条において「自立を助長することを目的とする。」と明示されているにもかかわらず自立支援への第一歩であるケースワーカーによる相談や指導が十分とは言えない。被保護者全国一斉調査(平成 22 年度)によれば、保護開始からの期間別の保護廃止に至る率は次表のようになっている。



保護開始からの期間別に保護廃止に至る率をみると、どの世帯類型においても、6か月未満が最も高く、それ以降は逡減していく。この傾向は稼働年齢層を含む「その他世帯」や傷病世帯において顕著である。大津市においても、このような実態を踏まえ、稼働年齢層の保護開始直後には、ベテランケースワーカーが担当し、集中的に相談や指導を行うことも検討されたい。

また、「第 4 節 自立支援活動」で記述したように自立支援活動全般に取組が消極的である。自立支援活動は法第 1 条で定める生活保護制度の主目的であるばかりでなく、被保護者本人にとっても、財政的な観点からも極めて重要である。そして、自立支援活動の中心となるのは日々被保護者と接するケースワーカーであり、組織としての大津市福祉事務所であることを十分に認識し、自立を助長する活動を強化されたい。